

地域に密着した地域警察活動の推進について

(平成6年3月9日岩地域発第157号警察本部長)

〔沿革〕平成7年2月岩生安発第34号・岩警務発第22号

各 部 長
各 所 属 長

前文省略

記

1 地域住民との触れ合い活動の推進

(1) 各種会合への参加活動

地域住民が開催する各種会合は、地区の役員や代表者など地域の事情に精通した住民が多く出席することから、日頃から町内会役員と連携を密にして積極的に参加し、住民の考え、意見、要望及び問題となっている事項等の掌握に努めること。

また、地域住民に係わりのある警察活動について広報し、理解と協力を求めること。

(2) コミュニティー活動への参加

住民が自ら行う交通安全活動、少年の健全育成活動、自主防犯活動等のコミュニティー活動に警察の有する技術、素材を提供して積極的に参加すること。

また、地域警察官の特技、趣味を生かしたスポーツ、文化活動を推進し、地域住民とのコミュニケーションの醸成に努めること。

(3) 住民の意見、要望にこたえる活動

地域警察官は、勤務のいかんを問わず地域住民の意見、要望を把握したときは、注意報告等により署長に報告するとともに、必要な対策や措置を講じその措置の経過や結果を当事者に知らせること。

2 知らせる活動の推進

地域を活動の場とする地域警察官にとって、住民を知り、住民から知られることは、住民との親和性を確保していくうえで極めて重要なことであることから、次によって親近感の醸成を図ること。

(1) CR名刺の活用(様式1)

巡回連絡のため初めて訪問した各家庭、事業所等で自己紹介の際使用し、併せて110番通報要領等を教示して積極的な情報提供が得られるよう活用すること。

(2) 各種カードの活用

ア パトロールカード(様式2、3)

警ら等で、防犯上指導連絡等を要する家庭、事業所等を発見した場合に交付すること。

特に深夜の就寝時間帯不在家庭等直接家人と面接できない場合、防犯上の指導事項等を記入して郵便受け等に入れて間接的に指導連絡を行い、交付後、適宜の時期に再び訪問し必要な指導連絡を行うこと。

また、巡回連絡の際、不在家庭に対して次回の訪問予定日時を知らせて相手の都合を聞くなどし、良好な関係を保持しつつ円滑に活動を進めること。

イ 善行カード(様式4)

警ら、巡回連絡その他の街頭活動等において見聞した善行少年(主として小学生以下)に対し、カードを交付して賞揚するとともに、家庭にも連絡すること。

カード交付後、巡回連絡、警ら等の際、努めて少年の家庭に立ち寄り、善行を讃え良好な住民関係の増進に努めること。

なお、拾得物の届出に対する善行カードの交付は、正規の受理手続きをしたもののうち、賞揚することが妥当であると認められるものについて交付すること。

ウ 約束カード(様式5)

日常活動を通じて指導した児童との交通安全や危険な遊びについての約束事項のうち、特に保護者に連絡しておく必要があるものについて交付すること。

(3) 被害者、通報者等に対する通知活動

住民からの被害届、事件情報等の連絡、通報については、誠意を持って迅速的確に処理するとともに、その措置結果について警察活動に支障のない範囲内で通知し、住民に安心感を与えるとともに、信頼感を醸成していくこと。

3 地域住民の立場に立った活動の推進

既通達に基づくほか、別添「地域活動に関する関係規定及び活動要領」を参考に推進すること。

別添
地域活動に関する関係規定及び活動要領

関係規定	活動要領	
<p>1 交番・駐在署連絡協議会の実施要綱の制定について (昭和57年1月5日付け岩防犯発第1号)</p>	<p>地域住民との連絡と協力を促進し、良好な関係を築く。また、地域住民の安全を確保し、地域防犯の向上を図る。</p>	<p>課員、地域防犯の向上を図る。また、地域住民の安全を確保し、地域防犯の向上を図る。</p>
<p>2 防犯連絡所の運用要領について (平成2年11月1日付け岩防犯発第190号)</p>	<p>地域住民の安全を確保し、地域防犯の向上を図る。</p>	<p>定期的に防犯連絡会等を開催して地域住民の意見を聞き取り、地域防犯の向上を図る。</p>
<p>3 住みよい街づくり運動の推進について (昭和52年岩外勤発第136号)</p>	<p>地域住民の要望、困りごと等の積極的な解決を図る。</p>	<p>事案の内容に応じ、主管部門と十分協議して組織的な対応により解決を図ること。</p>
<p>4 地域警察官によるとんとんパトロール活動の推進要領の制定について (昭和63年岩外勤発第452号)</p>	<p>高齢者の適切な保護活動を推進するため、事件事故からの被害防止等について具体的な指導、助言を行う。</p>	<p>住民の行うボランティア活動への積極的な参加等により、住民と一体となった活動を推進すること。</p>
<p>5 交番への地域警察官のネームプレートの掲出の実施について (平成2年岩防犯発第207号)</p>	<p>勤務員の責任の所在を明確にするとともに、地域住民との親近感の醸成を図るための氏名周知を図る。</p>	<p>来訪者が確認できる場所に掲示すること。</p>
<p>6 ミニ広報紙活動推進要領の制定について (昭和63年岩外勤発第322号)</p>	<p>地域住民と警察を結ぶパイプとして役割を果たしているミニ広報紙の発行促進を図る。</p>	<p>新設された防犯安全情報や、地域防犯の向上を図る。また、地域住民の安全を確保し、地域防犯の向上を図る。</p>

樣式省略